**災　害　支　援　制　度　一　覧　表**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年４月１日現在

**災害対策本部　　　　　　(0566)２３-１１１１（代）**　　　担当する部署が分からない場合は、災害対策本部にお問合せください。

* **各種支援制度の申請に必要な「証明書」は、市役所税務課への申請が必要です。　　　　　　　　　　　 【税務課　(0566)６２-１００８】**

以下の手順で申請受付・調査・証明書発行を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 |  | 罹災証明書の申請受付 |  | 罹災証明書の発行 |  | 被害認定調査（二次調査）の受付 |  | 罹災証明書の発行 |
|  |  | ・小規模災害：随時受付・大規模災害：受付方法は別途案内 |  | ・被害認定調査終了後に罹災証明書を発行 | ※ | ・一次調査終了者のうち、二次調査希望者の受付 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被害認定調査 |  | 被害認定調査（一次調査） |  |  |  | 被害認定調査（二次調査） |  |  |
| 【市役所】 |  | ・申請に基づき、建物外観による調査を実施 |  |  |  | ・申請に基づき、詳細な調査（建物外観・内部調査）を実施 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※一次調査の結果に納得できない場合は二次調査へ

* **被災建築物の応急危険度判定に関すること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【建築課　(0566)６２-１０２１】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度名称 | 対象者 | 判定内容 | 日程等 |
| **被災建築物の****応急危険度判定** | 被災した建築物の危険性を応急的に判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的とします。※巡回調査するため申請は不要 | 被災した建物の傾きやヒビなどを応急危険度判定士が調査し、その危険度を判定します。判定結果は３種類。以下のステッカーがあり、建物に貼付し、所有者及び歩行者へ注意を促します。・危　険（赤ステッカー）：使用立入は危険・要注意（黄ステッカー）：注意事項に留意し使用可能・調査済（緑ステッカー）：使用可能 | 応急危険度判定開始時期は災害発生後およそ２日目以降から。 |

* **住宅の応急修理に関すること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【建築課　(0566)６２-１０２１】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要 | 必要書類 | 備　　考 |
|  | **住宅の応急修理** | ・災害により住宅が半壊・半焼の被害を受け、そのままでは居住できない人・自分の資力では応急修理できない人（所得要件あり） | 災害規模により、その都度定めます。詳細が決まり次第、お知らせします。 | 工事着工前にご相談ください。 | 災害救助法が適用された地域 |

* **災害弔慰金、災害見舞金等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【生活福祉課　(0566)６２-１０３８】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **災害弔慰金** | 自然災害により死亡したとき、弔慰金を支給します。○生計を主として維持していた人（世帯主）が死亡したとき・・・５００万円○家族の人が死亡したとき・・・２５０万円 | 担当課へご連絡ください。担当課にて支給手続きを行います。※支給に関して必要書類を求める場合があります。 | 次のいずれかの自然災害・市内で住居が５世帯以上滅失した災害・住居が５世帯以上滅失した市町村が県内に３つ以上ある災害・災害救助法が適用された市町村が県内に１つ以上ある災害・災害救助法が適用された市町村を含む都道府県が２つ以上ある災害 |
|  | **災害障害見舞金** | 自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（症状が固定したときを含む）に、精神又は身体に重度の障害が残ったとき、見舞金を支給します。○生計を主として維持している人（世帯主）が負傷又は疾病により障害を負ったとき・・・２５０万円○家族の人が負傷又は疾病により障害を負ったとき・・・１２５万円 |
|  | **災害見舞金** | 災害により被害を受けた世帯に対し、その被害状況に応じて見舞金等を支給します。○死亡したとき（弔慰金）・・・９万円○入院見舞金（１週間以上）・・・入院期間に応じて、１万５千円から３万円○建物の全焼・全壊・・・世帯構成に応じて、１万５千円から６万円○建物の半焼・半壊・・・世帯構成に応じて、１万円から３万円○建物の床上浸水等（居住困難のとき）・・・世帯構成に応じて、３千円から１万円 | 担当課へご連絡ください。状況確認の上、担当課にて支給手続きを行います。※支給に関して必要書類を求める場合があります。 | 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給や災害救助法による援助を受けた場合を除く |
|  |  | ※被害状況に応じ、日本赤十字社愛知県支部、日本赤十字社愛知県支部刈谷市地区、刈谷市社会福祉協議会より見舞金が、日本赤十字社愛知県支部より毛布又はタオルケット及び緊急セットが支給されます。 | 市の支給手続きと並行して行います。 |  |
|  | **被災者生活再建支援金** | 被災者生活再建支援法による支援対象とならない自然災害（市内で住宅全壊被害が１０世帯未満）の被災世帯に対して支援金を支給します。○基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて、最大１００万円を支給○加算支援金・・・住宅の再建方法（建設・購入等）に応じて、最大２００万円を支給 | 担当課へご連絡ください。現地調査の上、担当課にて申請方法についての説明や支援を行います。・申請書類・罹災証明書・口座番号の分かるもの・その他証明書類（担当課に確認） | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給を受けた場合を除く |

* **災害援護資金の貸付　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【生活福祉課　(0566)６２-１０３８】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申込書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **災害援護資金貸付金** | 災害により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯に対し、被害の種類・程度に応じて１５０～３５０万円を貸付けます。（所得制限あり） | ・申込書類 | 災害救助法が適用された市町村が県内に１つ以上ある自然災害 |

* **市県民税、固定資産税の減免　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【税務課　市県民税：(0566)６２-１２０５　　固定資産税：(0566)６２-１００８】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **市県民税の減免** | ○災害により次の事由に該当することとなった場合

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　由 | 減免割合 |
| 死亡したとき | １０割 |
| 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき |
| 障害者となったとき |

○所有に係る住宅・家財につき、災害により受けた損害金額※がその価格の１０分の３以上であり、かつ、前年中の合計所得金額が１,０００万円以下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　損害の程度※合計所得金額　　　　　　　　　 | 減免割合 |
| １０分の３以上１０分の５未満 | １０分の５以上 |
| ５００万円以下 | ２分の１ | 全部 |
| ５００万円超え７５０万円以下 | ４分の１ | ２分の１ |
| ７５０万円超え１,０００万円以下 | ８分の１ | ４分の１ |

　 | ・申請書類・罹災証明書その他損害の程度を証明する書類・保険金、損害賠償金等で補填される金額を証明する書類 | 災害発生日後４期分の納期に係る納付税額の合計額に減免割合を乗じる。 |
|  | **固定資産税の減免** | 土地の被害面積、家屋の損傷程度・損害割合に応じて減免します。償却資産についても準用。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　　地 | 家　　屋 | 減免割合 |
| 被害面積８割以上 | 家屋の原形をとどめない又は復旧不能のとき | １０割 |
| 被害面積６割以上８割未満 | 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、家屋価格の６割以上の価値を減じたとき | ８割 |
| 被害面積４割以上６割未満 | 屋根・内壁・建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、家屋価格の４割以上６割未満の価値を減じたとき | ６割 |
| 被害面積２割以上４割未満 | 下壁・畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、家屋価格の２割以上４割未満の価値を減じたとき | ４割 |

　 | ・申請書類 | 災害発生日以後に納期の末日が到来する全ての納期に係る納付税額の合計額に減免割合を乗じる。災害発生日が翌年度の賦課期日（1/1）後である場合は、翌年度の固定資産税についても同じ割合で減免する。 |

※　損害金額、損害の程度・・・保険金・損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。

* **市税の徴収猶予　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【納税課：(0566)６２-１００７】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 概　　要　（条件） | 必要書類（下線を引いた書類は担当窓口設置） |
|  | **徴収の猶予** | 財産について災害を受け、市税の納付が困難になった場合、申請により１年以内の期間に限り分割等での納付が可能になります。また、猶予期間に対応する延滞金は全額免除されます（猶予期間中は延滞金の加算がストップします）。 | ・徴収猶予申請書・収支明細書・財産目録・罹災証明書その他損害の程度を証明する書類・担保提供書（担保として提供できる財産がない場合などは提出不要） |

* **国民健康保険・後期高齢者医療制度　　　　　　　　　　【国保年金課　国民健康保険：(0566)６２-１２０６　　後期高齢者医療：(0566)６２-１２０７】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **国民健康保険税の減免** | 国民健康保険加入者 | 住宅・家財の損害金額※がその価格の１０分の３以上であり、かつ、世帯主を含む国保加入者の総所得金額等が１,０００万円以下の世帯の場合、損害の割合及び総所得金額等に応じて、災害発生月から12月の間に納期限の到来する保険税額について減免します。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　損害の総所得金額等　　　　　　　割合※ | 減免額 |
| 10分の3以上10分の5未満 | 10分の5以上 |
| ５００万円以下 | ２分の１ | 全部 |
| ５００万円超え７５０万円以下 | ４分の１ | ２分の１ |
| ７５０万円超え１,０００万円以下 | ８分の１ | ４分の１ |

　 | ・申請書類・罹災証明書・国民健康保険被保険者証・保険金・損害補償金等により補填されるべき金額がある場合は、その金額が分かる書類 |  |
|  | **国民健康保険の一部負担金の減免** | 国民健康保険加入者 | 住宅・家財の損害金額※がその価格の１０分の３以上であり、かつ、世帯主を含む国保加入者の総所得金額等が１,０００万円以下の世帯の場合、損害の割合及び総所得金額等に応じて、一定期間内に限り、医療費の自己負担額（一部負担金）を減免します。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　損害の総所得金額等　　　　　　　割合※ | 減免額 |
| 10分の3以上10分の5未満 | 10分の5以上 |
| ５００万円以下 | ２分の１ | 全額 |
| ５００万円超え７５０万円以下 | ４分の１ | ２分の１ |
| ７５０万円超え１,０００万円以下 | ８分の１ | ４分の１ |

　 | ・申請書類・罹災証明書・国民健康保険被保険者証・保険金・損害補償金等により補填されるべき金額がある場合は、その金額が分かる書類 |  |
|  | **後期高齢者医療の一部負担金免除** | 後期高齢者医療制度加入者 | 損害の割合に応じて、世帯主の市民税が減免されている方に対して、一定期間内に限り、医療費の自己負担額（一部負担金）を免除します。○損害の割合が２割以上５割未満（半壊・半焼）　　・・・免除期間３か月○損害の割合が５割以上（全壊・全焼・床上浸水）　・・・免除期間６か月 | ・申請書類・罹災証明書・後期高齢者医療被保険者証 | 免除開始は、申請のあった日からとする。（ただし、やむを得ない事情がある場合は、遡及して申請があったものとする。） |
|  | **後期高齢者医療保険料の減免** | 後期高齢者医療制度加入者 | 損害の割合に応じて、災害発生月から１２か月以内の月割保険料額を減免します。○損害の割合が２割以上５割未満（半壊・半焼・床上浸水）・・・月割保険料額の２分の１に相当する額を減免○損害の割合が５割以上（大規模半壊・全壊・全焼）　・・・月割保険料額の全額を減免 | ・申請書類・罹災証明書・後期高齢者医療被保険者証 | 申請が遅れた場合も、罹災証明書の証明期間に遡及して減免適用する。 |
|  | **葬祭費** |  | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者が死亡し、葬祭を行った場合、葬祭を行った人に葬祭費（５万円）を支給します。 | ・申請書類・会葬礼状又は葬祭費用の領収書・葬祭を行った人の口座番号の分かるもの |  |

※　損害金額、損害の割合・・・保険金・損害補償金等により補填されるべき金額を除く。

* **国民年金関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【国保年金課：(0566)６２-１０１１】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **国民年金保険料の免除** | 国民年金加入者 | 住宅・家財その他財産の損害金額が、その価格の概ね２分の１以上の損害を受けた場合、国民年金保険料を免除します。 | ・申請書類・罹災証明書又は被災状況届 |  |

※　本人申請の場合は自署可。

* **介護保険関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【長寿課　(0566)６２-１０１３】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **介護保険料の減免・徴収猶予** | ○第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害により、住宅・家財その他の財産について著しい損害を受けたとき○第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が死亡したとき、又はその人が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少したとき○第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業・業務の休止・廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき | ○住宅・家財の損害金額※がその価格の１０分の３以上であり、かつ、総所得金額等が１,０００万円以下である場合　・・・損害割合及び総所得金額に応じて、８分の１から全部減免○当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の２分の１以下に減少し、かつ、前年総所得金額等３００万円以下及び他の世帯員が市民税非課税である場合　・・・２分の１減免資力の回復が６か月以内と見込まれるとき・・・徴収猶予６か月以上と見込まれるとき・・・減免　 | ・申請書類・罹災証明書その他損害の程度を証明する書類・保険金、損害賠償金等で補填される金額を証明する書類 | 減免対象保険料○災害損失・・・災害発生日から１年間に到来する納期の保険料（申請から災害発生日までさかのぼり適用）○収入減少・・・申請日以後に到来する当該年度の納期限に係る保険料 |
|  | **介護保険利用者負担額（サービス利用料）の減免** | ○**要介護（要支援）被保険者**又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害により、住宅・家財その他の財産について著しい損害を受けたとき○**要介護（要支援）被保険者**の属する世帯の生計を主として維持する人が死亡したとき、又はその人が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少したとき○要**介護（要支援）被保険者**の属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業・業務の休止・廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき | ○住宅・家財の損害金額※がその価格の１０分の３以上であり、かつ、総所得金額等が１,０００万円以下である場合

|  |  |
| --- | --- |
| １割負担者・・・１００分の９５ |  |
| ２割負担者・・・１００分の９０ | から全部給付 |
| ３割負担者・・・１００分の８５ |  |

○当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の２分の１以下に減少し、かつ、前年総所得金額等３００万円以下及び他の世帯員が市民税非課税である場合

|  |  |
| --- | --- |
| １割負担者・・・１００分の９５ |  |
| ２割負担者・・・１００分の９０ | の給付 |
| ３割負担者・・・１００分の８５ |  |

　 | 適用期間○災害損失・・・災害発生日の属する月の初日から１年間（申請から災害発生日までさかのぼり適用）○収入減少・・・申請日の属する月の初日から、その翌年度の７月３１日まで（申請が４月から７月までの場合は、その年度の７月３１日まで） |

※　損害金額・・・保険金・損害補償金等により補填されるべき金額を除く。

* **特別児童扶養手当、特別障害者手当等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【福祉総務課　(0566)６２-１２０８】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要　（条件） | 必要書類（下線書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **特別児童扶養手当受給者の災害特例** | 特別児童扶養手当受給者 | 住宅・家財の５割以上の損害※１・・・手当の支給停止者の全額支給 | ・申請書類・被災状況書（職員による聴き取り） | 損害を受けた月から翌年の７月までの手当について |
|  | **特別障害者手当等受給者の災害特例** | 特別障害者手当等受給者 | 住宅・家財の５割以上の損害※１・・・手当の支給停止者の全額支給 | ・被災状況書（職員による聴き取り） | 損害を受けた月から翌年の７月までの手当について |
|  | **愛知県心身障害者扶養共済制度の掛金免除** | 愛知県心身障害者扶養共済加入者 | 災害により、加入者及び同居人の所得の合算額が著しく減少した場合・・・掛金の３０％を免除 | ・申請書類 | 発生日から３０日以内に申請する必要あり |
|  | **障害者施設入所者の費用徴収額の減免** | 障害者施設入所者 | 災害により、所得に著しい変動が生じた場合・・・利用者負担額の一部又は全部を免除 | 担当課へご連絡ください。該当する場合は、減免手続きを行います。※必要書類を求める場合があります。 |  |

※１　損害・・・保険金・損害賠償金等により補充された金額を除く。

* **児童扶養手当（母子・父子手当）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【子育て推進課　(0566)６２-１０６１】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 対象者 | 概　　要　（条件） | 必要書類（申請書類は担当窓口設置） | 備　　考 |
|  | **児童扶養手当（母子･父子手当）受給者の災害特例** | 児童扶養手当受給者 | 児童扶養手当受給者又は同一生計配偶者、扶養親族が所有する住宅・家財その他の財産の被害金額※がその価格の概ね２分の１以上である場合・・・所得制限を適用せずに全額支給 | ・申請書類・罹災証明書その他損害の程度を証明する書類 | 損害を受けた月から翌年の１０月までの手当について |

※　被害金額・・・保険金・損害賠償金等により補充された金額を除く。

* **証明書等交付手数料の免除　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【住民票関係：市民課(0566)６２-１００９　　税関係：税務課(0566)６２-１２０５】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 制度名称 | 概　　要　（条件） | 必要書類 | 備　　考 |
|  | **〇住民票関係証明書　　　　　　〇戸籍関係証明書****〇印鑑登録証明書** | 災害に関する手続きに使用するために証明書の交付を必要とする人※罹災証明書を申請中で、まだ交付を受けていない場合も免除の対象になります。申請時に窓口職員にお申し出ください。 | ・罹災証明書・本人確認書類（運転免許証など）・印鑑登録証（印鑑登録証明書を取得する場合のみ）※代理人申請は、委任状が必要な場合があります。 |  |
|  | **〇所得課税証明書　　　　　　〇固定資産関係証明書****〇納税証明書　　　　　　　　〇その他の税証明書** |

* **災害ごみ、がれき等の処理に関すること　　　　　　　【ごみ減量推進課　(0566)２１-１７０５】**

災害ごみの仮置き場が決まり次第、詳細をお知らせします。

* **浸水被害を受けた家屋等の消毒に関すること　　　　 【健康推進課　(0566)２３-９５５９】**

消毒を実施する場合は日程やエリア等が決まり次第、詳細をお知らせします。

* **被災住宅の片づけなどボランティアが必要な場合は、災害ボランティアセンターにご相談ください。**

災害ボランティアセンターの開設が決まり次第、詳細をお知らせします。

* **その他**　・・・　災害規模により減免が受けられる場合があります。詳しくは担当課にお問合せください。

**水道料金の減免　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【水道料金窓口　　(0566)６２-１０２７】**

**下水道使用料の減免　　　　　　　　　　　　　　　　　　【下水道課　　　　(0566)６２-１０２９】**

**し尿処理手数料、ごみ処理手数料の減免　　　　　　　　　【ごみ減量推進課　(0566)２１-１７０５】**

**保育園等の保育料の減免　　　　　　　　　　　　　　　　【子ども課　　　　(0566)６２-１０１４】**

**市営住宅入居者家賃の減免　　　　　　　　　　　　　　　【建築課　　　　　(0566)６２-１０２１】**

* **市役所以外の災害支援**　・・・　詳しくは各機関にお問合せください。

**所得税の減免　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【刈谷税務署　　　　　(0566)２１-６２１１(代表)】**

**自動車税の減免　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【西三河県税事務所　　(0564)２７-２７１２】**